

Let's have a break!

国際特別委員会

相続税制の比較

平成27年度改正により基礎控除額が引き下げられ、一般家庭でも相続税が身近になりました。また、最高税率が55%へ引き上げられ、富裕層の税負担は更に重くなりました。世界各国で制度は異なるものの、日本の相続税の高さは諸外国と比べてもトップクラスです。

今回は世界の相続税事情はどうなっているのか覗いてみましょう。

まずはアメリカで、税率は18~40%ですが、驚くべきは基礎控除額の高さです。その額1,140万ドルで日本円にしてなんと約12億円。一般家庭には無縁の話ですし、富裕層もかなり優遇されていると言えます。なお、上記は連邦税に関するものであり、州によっては独自の相続税がかかる場合があります。

その他主要国を見てみるとフランス5~45%、イギリス一律40%、ドイツ7~30%となっています(続柄によってはこれよりも高い税率になる場合もあります)。イギリスの相続税は一律で40%なので、一定の課税価格までは日本よりも相続税負担率が高くなります。しかし課税価格が10億円を超えてくると、日本がイギリスを追い越し主要

国内でトップの相続税負担率となります。

一方で、中国やオーストラリア、スウェーデン、インドネシア、カナダのように相続税がない国も数多くあります。富裕層にとって人気の移住先となり発展を遂げたシンガポールも、相続税を廃止した国の一つです。

このように、諸外国では基礎控除額を引き上げたり、相続税自体を廃止したりと、富裕層の流出を防ぐために相続税を軽減する傾向が目立ちます。一方日本では、相続税の課税漏れを防ぐため、平成29年度改正において、制限納税義務者に関する期間の5年ルールを10年ルールへと改正しました。諸外国のトレンドと比べてみると逆の動きをする日本の相続税制。10年ルールは富裕層の海外流出を防ぎ、日本にとって吉と出るのか、世界の動向とともに注目してみましょう。

【参考文献】

財務省 「相続税の負担水準に関する資料」

(国際特別委員会委員 梅津敏弘)